

デジタル経済課税に係る第1の柱における「対象範囲に関するドラフトルール」の概要

April 2022

In brief

2022年4月4日、経済協力開発機構(OECD)は、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための二つの柱」のうち、第1の柱における「対象範囲に関するドラフトルール(Draft Model Rules for Domestic Legislation on Scope)」¹(以下、「本ドラフト」)を公表しました。

包摂的枠組みでは、第1の柱の策定作業を2021年10月に合意されたスケジュールに沿ったものとするため、各構成要素に係る事務局の作業文書を段階的に公表し、利害関係者からのインプットを得ることとしていました(ローリングコンサルテーション)。今回、3番目の構成要素について、本ドラフトが公表されました。本ドラフトは、パブリックコメントに付されており、コメントの提出期限は2022年4月18日となっています。本ニュースレターでは、本ドラフトの概要について解説します。

In detail

1. 対象グループ(Covered Group)の閾値

第1の柱における利益Aが適用される対象グループ(Covered Group)は、以下2つのテスト(閾値)を満たすものとして定義されています。

- a) 当年度のグループの総収益²が200億ユーロ超³(「グローバル収益テスト」)
- b) 以下3つの全てについてグループの税引前利益率⁴が10%超(「利益率テスト」)
 - 当年度税引前利益率(「当年度テスト(Period test)」)
 - 直前過去4年度のうち2年度以上の税引前利益率(「前期間テスト(Prior period test)」)
 - 当年度と直前過去4年度の5年間加重平均税引前利益率(「平均テスト(Average test)」)

しかしながら、上記対象グループの閾値に係るテストについては、以下2つの論点が未決定であり、議論中とされています。

- グローバル収益テストについても、利益率テストと同様に、前期間テストおよび平均テストを適用すべきか
- 前期間テストおよび平均テストについて、現在ドラフトされているように、毎年継続的に適用すべきか。あるいは、「エントリーテスト」⁵としてのみ適用するか(後者のオプションの場合には、グループが一旦利益Aの

¹ Tax challenges of digitalisation: OECD invites public input on the draft rules for scope under Amount A of Pillar One <https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-invites-public-input-on-the-draft-rules-for-scope-under-amount-a-of-pillar-one.htm>

² 総収益は、グループの連結財務諸表に計上された収益から配当、エクイティゲイン又はロス、及び除外エンティティからの収益を控除し、修正再表示調整を加え、更に、JV事業からの収益に係るグループのシェアを利益(又は損失)に比例して反映するように調整

³ この収益閾値は、レビュー(合意の発効から7年後に開始され1年以内に完了)に基づき、利益Aに係る税の安定性を含む実施の成功を条件として100億ユーロまで引下げ

⁴ 税引前利益率は、第5条第2項の調整(税と会計の差異調整及び修正再表示調整)を行った後のグループの財務会計上の利益(又は損失)をグループの総収益で除した率

対象となった場合、前期間テストおよび平均テストは不適用。その後は、当年度のグループのグローバル収益及び利益率のみによって判定)

2. 利益 A の対象範囲から除外される事業活動

採掘事業や規制された金融サービスからの収益および利益は、利益 A の対象範囲から除外されます。しかし、除外された収益および、利益を除いた後でグローバル収益テストおよび利益率テストを満たした場合には、当該グループは対象グループとされます⁶。

3. セグメンテーション

グループ全体としては利益率テストを満たしていなくても、グループの連結財務諸表で報告された開示セグメントがグローバル収益テストおよび利益率テストに適合する場合は、当該開示セグメントは利益 A の対象範囲とされます。利益 A の当該開示セグメントへの適用に関する詳細な規定は、後日公表予定とされていますのでご注意ください。

The takeaway

本ドラフトにおいて、新しい課税権である利益 A の対象範囲の閾値等に関する骨子が OECD から示されました。しかし、対象グループの閾値に関するグローバル収益テストおよび利益率テストに係るフレームワークについては、引き続き議論中の論点が残っています。また、例外的なスコープルールとしての開示セグメントに対する利益 A の適用に係る取扱いなど、その適用の詳細についても後日公表予定とされています。ステークホルダーからの反応を含め、今後 OECD より公表されるガイダンスについて注視していく必要があります。

⁵ 「エントリーテスト」のオプションは、平均テストにより算定される機会を減らし、通常は利益性が高く利益率テストを充足するグループにおいて発生する 1 年間の異常損失により、利益率の平均テストに基づいて複数年度にわたり利益 A の対象範囲から外れるという結果を回避する趣旨

⁶ 採掘事業や規制された金融サービスの除外に係る運用管理についての詳細な規定については、後日、パブリックコンサルテーションのために公表

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人 デジタル経済課税対応支援チーム

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白土 晴久

顧問
岡田 至康

パートナー
浅川 和仁

パートナー
船谷 晃一

パートナー
神保 真人

パートナー
沼尻 雄樹

パートナー
武田 恭世

ディレクター
城地 徳政

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.